

工 事 名	R 7 元荒川第4処理分区下水道工事(第4工区)		
工 事 場 所	熊谷市石原、新島地内		
工 期	契 約 締 結 日 から 令和8年3月13日 まで		
予 算 区 分	単 費 ・ 補 助	経 費 区 分	単 独 ・ 合 算
設計図書等貸日時	入札公告文に記載のとおり		
入 札 日 時	入札公告文に記載のとおり		
入 札 保 証 金	入札公告文に記載のとおり		
契 約 保 証 金	入札公告文に記載のとおり		
建 退 共	建設業退職金共済証紙購入状況報告書の提出義務	有	・ 無
	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書の提出義務	有	・ 無
工 事 カ ル テ	工 事 カ ル テ 受 領 書（写し）の提出義務	有	・ 無
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用	有	・ 無
前 払 金	熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領の規定による。		
部 分 払	回以内		
契約書作成方法	左袋綴じ製本 ・ 黒表紙金文字製本 ・ 白表紙黒文字製本		
工 事 概 要	別添 仕 様 書 の と お り		
工事実施に伴う 留 意 事 項	1 工事の実施について		
	①歩行者、二輪車の交通及び各戸の出入り、し尿のくみ取り、自家用車等の駐車場の確保は、受注者の責任において行うこと。		
	②道路使用の許可は、受注者において受けること。		
	③工事に伴う借地、その他地元との調整は、原則として受注者の責任において行うこと。		
	④工事に伴う第三者への被害は、原則として受注者負担とする。受注者の責任と認められない場合には、必ずこれを証する書類を提出しなければならない。		
	⑤地下埋設物等については、当該占用者と十分連絡を密にし、事故発生の防止に努めること。		
	⑥施工計画書及び材料承諾書は、必ず工事着工前に提示すること。		
	⑦土留工は特に慎重に行い、周辺に対して被害を及ぼさないように注意すること。		
	⑧安全施工のため、施工前に土留機材貸出窓口の協会認定指導員と作業現場における必要関連図書・資格・手順等の再確認を行い、作業手順書・土留安定計算書を作成し、発注者に提出すること。		
	⑨埋戻しは丁寧に行い、各層に分け、必ずランマー等による転圧を行うこと。		
	⑩家屋等の事前調査については、監督員と協議すること。		
	⑪設計と現場状況及び施工方法を照査し、疑義が生じた場合は、文書にて協議すること。		
	⑫浸入水は認めない。		
	⑬境界杭の（官民・民民）の保存については、慎重に行うとともに、やむを得なく抜く場合は、地権者立会のもとに控杭を打ち、地権者の了解を得てから行うこと。杭の復元も同様とする。		
	⑭道路台帳基準点の復元については慎重に行い、道路管理者立会のうえ行うこと。		

工事実施に伴う
留 意 事 項

- ⑦本工事箇所は R7 ゼロ元荒川第 4 処理分区下水道工事（第 3 工区）が施工中である。下流側で使用する円形覆工板は前述の工事の受注者から引継ぎを受けること。なお、引継ぎが完了次第、受注者の責任において管理すること。
- ⑧本工事は、熊谷市「週休 2 日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。